

「ちょうなん西小」 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 1 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 1 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名および連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したとき、当館は宿泊者に予約金の支払いを求めることがあります。
- 3 予約金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(宿泊者の契約解除権)

- 第5条 1 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
 - 3 宿泊日当日、当館からの連絡がつかず、午後17時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 第6条 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 第4条第3号から第7号に該当することとなったとき
 - (2) 当館が定める利用規則に従わないとき
 - (3) 第7条第1項第1号から第4号までの事項の明告を求めた場合において、その明告がされないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、明らかにその責が当館にある場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、住所、職業、年齢、宿泊場所
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号
 - (3) 出発日及び出発予定日
 - (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、午前12時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

- 第9条 宿泊者は、当館の定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第10条 1 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。
- (1) フロント 午前7時30分から午後8時00分
 - (2) 食堂
 - <朝食> 午前7時30分から午前8時30分
 - <昼食> 午前12時00分から午後1時30分
 - <夕食> 午後6時00分から午後8時30分
 - (2) 浴室 午前7時30分から午前10時00分
午後5時00分から午後11時00分
- 2 前項の時間は、臨時変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。また、宿泊者との事前の調整により変更する場合があります。

(料金の支払い)

- 第11条 1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表第1に掲げるところによります。
- 2 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又は当館が請求した際、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(賠償責任保険)

- 第12条 当館は、施設内ならびに敷地内の安全確保に常日頃より配慮しておりますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(駐車場の責任)

- 第13条 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任については追いかねます。

(宿泊者の責任)

- 第14条 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(約款の改定)

- 第15条 この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

別表1 宿泊料金等の内訳

内訳	宿泊者が支払うべき総額
宿泊料金	①宿泊料（室料+朝・昼・夕食料） ※食事なしで利用する場合は室料のみ。1食付で利用する場合は、1食付料金
追加料金	②追加飲食代（①に含まれるものを除く）及びその他の利用料金
税金	③消費税

備考1

宿泊料は、ホームページに掲出する料金表によります。

別表2 違約金申し受け規定

契約解除の通知を受けた日	不泊・当日	1～3日前	4日～2週間前	2週間～1か月前	1か月～3か月前
キャンセル料	100%	70%	50%	30%	10%

(注)

1 違約金は、まず、当該宿泊第1日目の宿泊料金に上の表に示す比率を乗じた額を求め、これに契約解除人数を乗じて求めます。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分が契約解除されたものとみなします。

2018年4月9日 発行